



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 1 月 1 日

近畿ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、近畿ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原疾患が確認できない慢性呼吸不全に対する在宅酸素療法指導管理料(その他の場合)の算定は、原則として認められない。	厚生労働省通知 ^(※) に「その他の場合」に該当する在宅酸素療法とは、諸種の原因による高度慢性呼吸不全例、(略)の患者について、在宅で患者自らが酸素吸入を実施するものをいうとされている。 また、呼吸不全の状態が一定期間続いた場合に慢性呼吸不全と診断されるものであり、通常、慢性呼吸不全と診断された時点で原疾患は特定されていると判断する。 以上のことから、原疾患が確認できない慢性呼吸不全に対する在宅酸素療法指導管理料(その他の場合)の算定は、原則として認められないと判断した。 (※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について	適用年月 令和 7 年 4 月診療分

No.	取扱い	根拠	備考
2	原則として、円形脱毛症にネリゾナ軟膏等、外用合成副腎皮質ホルモン剤の投与は認められる。	<p>円形脱毛症の治療におけるステロイド外用療法は、推奨度 B とされており、年齢を問わず strong、very strong 又は strongest クラスのステロイド外用薬を主体に治療を行うことは急性期の標準的治療となっている。</p> <p>日本皮膚科学会の「円形脱毛症診療ガイドライン 2017 年版」の治療方法には、「ステロイド外用療法は、単発型から融合傾向のない多発型の円形脱毛症に対して、1 日 1~2 回の strong、very strong、strongest クラスのステロイド外用薬を、finger tip unit を参考に脱毛斑の面積に従って適量を外用する。」とあり、急速進行性(発症 6 か月未満)に限らず症状固定(発症6か月以上)であっても治療効果が期待できることから薬理作用を優先し、原則として投与を認めることとした。</p>	適用年月 令和 7 年 4 月診療分

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

No1 に関して

内科審査室内科審査第 1 課 (TEL:06-7708-6588) 川畑
(TEL:06-7222-1117) 中村(由)

No2 に関して

混合審査室眼科・産婦人科審査課 (TEL:06-7712-4751) 谷口
(TEL:06-7708-4937) 中村(文)